

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 優先交渉権者選定基準

令和7年2月

(令和7年3月19日改訂)

鳥取県

目次

I	優先交渉権者選定基準の位置付け	1
II	優先交渉権者選定の方法	1
1.	選定方法の概要	1
2.	優先交渉権者選定の体制	1
III	審査の手順	2
IV	第一次審査	3
1.	資格審査	3
2.	提案審査	3
3.	第二次審査参加者の選定	3
V	第二次審査	4
1.	資格審査	4
2.	提案審査	4
3.	優先交渉権者等の選定	4
VI	提案審査における審査基準	5
1.	提案項目	5
2.	得点案の計算方法	5
VII	提案審査書類作成上の留意点	5
表1	第一次審査における提案審査書類様式の内容	7
表2	第二次審査における提案審査書類様式の内容	7
別紙	第一次審査及び第二次審査における提案項目	8

I 優先交渉権者選定基準の位置付け

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等優先交渉権者選定基準（以下、「本基準」という。）は、鳥取県（以下、「県」という。）が、第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者を競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式によって、優先交渉権者として選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体となるものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、募集要項に定めるところによる。

II 優先交渉権者選定の方法

1. 選定方法の概要

本事業では、応募者との対話によって要求水準書等の詳細を調整する場合があることから、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン¹に示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

本基準は、応募者が、募集要項に定める参加資格要件や要求水準を満たすことを前提として、各提案項目に対する提案内容、審査のポイント、配点等を定めたものである。

優先交渉権者の選定は、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン記載の事業者選定フローに沿って行うことを基本とし、参加資格要件の充足及び本事業の事業方針等を審査し、第二次審査参加者を選定する「第一次審査」と、第二次審査参加者との競争的対話等を踏まえ、具体的な事業施策、事業計画等を審査し、優先交渉権者を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、第一次審査と第二次審査とはそれぞれ独立した採点を行い、第一次審査の得点は第二次審査に影響しないものとする。ただし、第二次審査において、第一次審査で提案した内容を変更する場合、応募者はその内容について丁寧に説明するものとする。

2. 優先交渉権者選定の体制

県は、優先交渉権者を選定するに当たり、専門的見地からの意見を参考とするとともに、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うために、令和6年11月7日付で第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等優先交渉権者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置した。

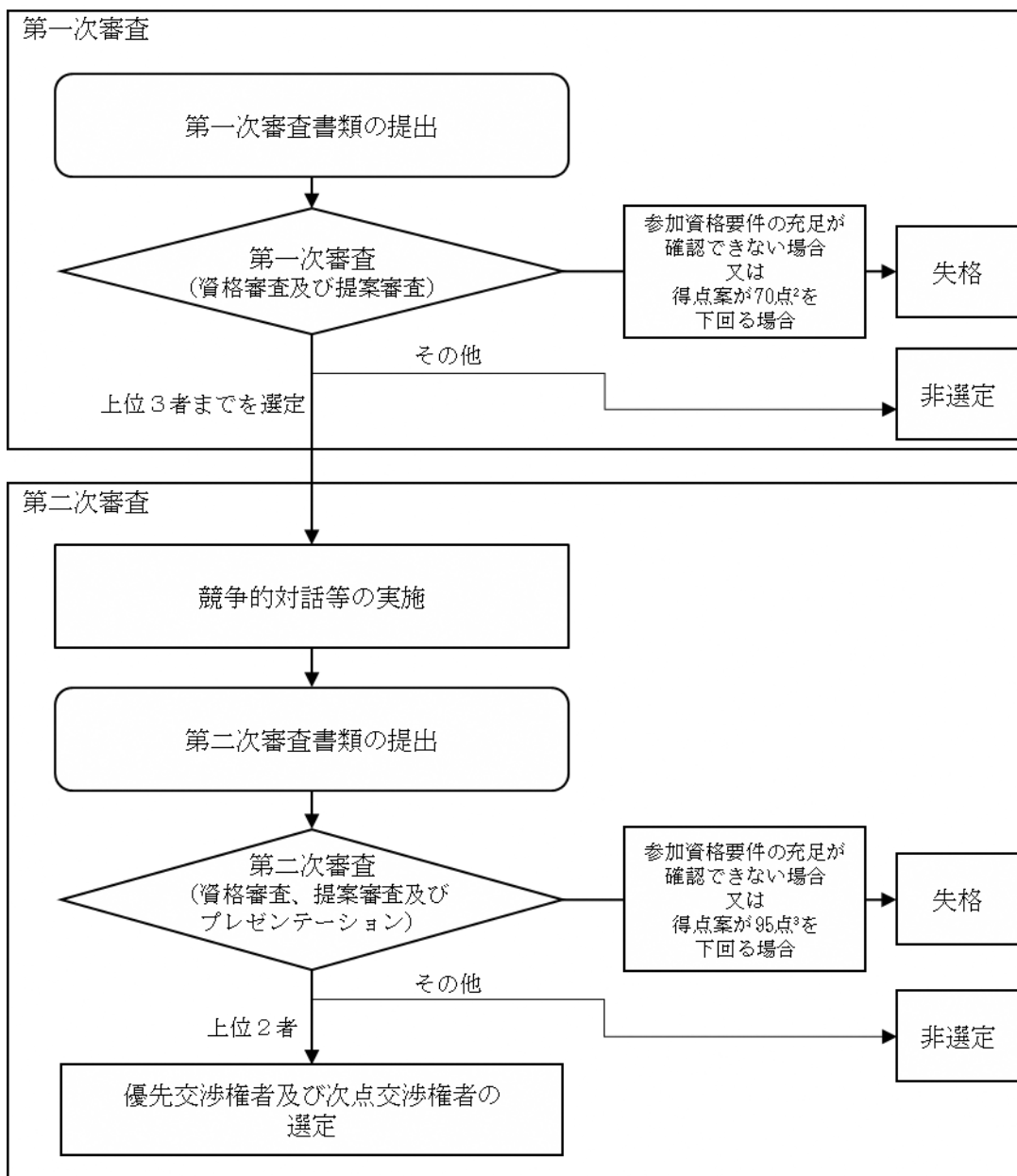
審査会の委員の具体的な名称は募集要項に記載のとおりである。

県は、審査会における評価を受けて、第二次審査参加者並びに優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、本事業の優先交渉権者の選定に関し、審査会の委員又は審査会の委員が属する法人に働きかけをした者の応募は無効とする。

¹ 内閣府が策定したガイドライン。国がPFI事業を実施するうえでの実務上の指針の一つとして、PFI事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものである。本ガイドラインは、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得るものである。

Ⅲ 審査の手順

審査の手順を次に示す。これは、Ⅳ第一次審査及びⅤ第二次審査に記載する審査開始から優先交渉権者選定までの手順を図示したものである。



² 第一次審査の失格基準は、第一次審査の満点である140点の5割(70点)としている。

³ 第二次審査の失格基準は、第二次審査の満点である200点から、機械的に採点される提案項目Fの配点を除いた点数である190点の5割(95点)としている。

IV 第一次審査

第一次審査参加者の中から、3者までの第二次審査参加者を選定するものである。第一次審査の手順は次のとおりである。

1. 資格審査

県は、第一次審査書類に含まれる資格審査に係る書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行う。第一次審査における資格審査は、形式的な審査であることから、審査会の開催を経ることなく、担当部署が行い、その結果を提案審査開始時に審査会に報告するものとする。

2. 提案審査

第一次審査参加者が提案する本事業に関する基本的な事業方針等が、適切なものとなっているかどうかについて審査を行う。

第一次審査参加者は、県が開示した資料の他、第一次審査参加者が独自に取得した情報をもとに提案審査書類を作成するものとし、現地調査や関係者（募集要項 I-1. - (1) 及び (2) に記載の者をいう。）へのヒアリングの実施は認めない。なお、公正を期すため、関係者には鳥取空港ビル株式会社の役職員を含むものとし、応募者が県の許可なく本事業の選定に関して関係者に接触したことが判明した場合は、応募を無効とする。

審査会は、第一次審査書類に含まれる提案審査書類について協議及びVI提案審査における審査基準に基づく採点を行って得点案を作成し、県に報告する。得点案の作成に当たり提案審査書類について審査会から内容の確認がある場合は、応募者に書面での回答を求めることがある。

3. 第二次審査参加者の選定

県は、審査会から報告を受けた得点案をもとに、第一次審査参加者の得点を決定し、その中から当該得点案の高い順に、第二次審査参加者を3者まで選定する。

V 第二次審査

第二次審査参加者の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。第二次審査の手順は次のとおりである。

1. 資格審査

県は、第二次審査書類に含まれる追加コンソーシアム構成員に係る資格審査書類について、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうか審査を行う。第二次審査における資格審査は、提案審査に先立って行い、参加資格要件を充足していない応募者は提案審査を受けることができない。第二次審査における資格審査は、形式的な審査であることから、審査会の開催を経ることなく、担当部署によって行い、その結果は、第二次審査開始時に審査会に報告するものとする。

2. 提案審査

県との競争的対話等を経たうえで、第二次審査参加者が提案する本事業に関する具体的な目標及び計画並びに個別の施策が、適切なものとなっているか、また、それらが実現可能性の高いものかどうかについて審査を行う。

また、提案項目のうち県が指定するもの⁴については、優先交渉権者の選定後、原則として提案項目がそのまま県との契約における運営権者の要求水準となることを想定しており、提案に基づいて要求水準書を作成する。ただし、要求水準書の作成に当たっては、提案項目の記載が不明確であったり、要求水準に合わない内容であったりするような場合等において、県が優先交渉権者と協議したうえで、内容を調整することがある。

審査会では、第二次審査書類に含まれる提案審査書類について協議及びVI提案審査における審査基準に基づく採点を行って、得点案を作成し、県に報告する。なお、審査会における審査では、現地調査や関係者へのヒアリングを踏まえて作成された提案審査書類を審査するとともに、審査会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）による提案内容の確認を行うものとする。

3. 優先交渉権者等の選定

県は、審査会から報告を受けた得点案をもとに、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者とする。

⁴ 提案項目【B1】、【C1】、【C2】

VI 提案審査における審査基準

1. 提案項目

提案審査書類における提案項目、様式名称、様式番号及び頁数制限は、表 1 及び表 2 に記載のとおりである。また、第一次審査及び第二次審査における提案項目は、別紙に記載のとおりである。

2. 得点案の計算方法

提案項目の配点は、表 1 及び表 2 に記載のとおりである。審査会の委員は、提案項目の F を除き提案項目ごとに定められた配点を上限として、0 又は自然数の点数を付して採点を行う。担当部署は、審査会の委員が採点した各提案項目の得点のうち、最高点及び最低点を除いた 4 人の委員の得点から平均点（小数点以下第二位を四捨五入するものとする。）を算出し、当該項目の点数とする。担当部署は、第一次審査において、この方法で算出した各提案項目の平均点を合計することによって得点案を作成し、第二次審査では、この方法で算出した各提案項目の平均点の合計及び別紙に示す計算方法をもとに算出した提案項目 F の点数を合計することによって得点案を作成する。担当部署は、第一次審査及び第二次審査の得点案について審査会の承認を受けるものとする。

ただし、上記の方法によって算出された得点案が同点となる応募者がいる場合、担当部署は、前述の得点案に加え、参考得点案を新たに作成し、審査会の承認を受けるものとする。県は、この参考得点案を基に第二次審査参加者、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定することができる。参考得点案は、提案項目の F を除く提案項目ごとに最高点及び最低点も含めた委員全員の得点から平均点を算出し、各平均点を合計した点数とする。さらに、参考得点案についても同点となった場合に、担当部署は、提案項目 F で提案された基本支援の提案額の低い順に順位をつけ、審査会の承認を受けるものとする。県は、この結果を基に第二次審査参加者、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、第一次審査では、得点案が満点の 5 割を下回る応募者を失格とする。また、第二次審査では、得点案から提案項目 F の点を除いた点数が、満点から提案項目 F の配点を除いた点数の 5 割を下回る応募者を失格とする。

VII 提案審査書類作成上の留意点

- 参考資料集であるインフォメーション・パッケージの「6 鳥取空港が目指すべき今後の方向性」の中で、第 2 期事業の提案審査を行ううえで重視する 5 つのキーワードとして、「にぎわいの創出」、「航空サービスの充実」、「二次交通改善・充実」、「DX 推進」、「脱炭素化の推進」を挙げている。この内容を十分に理解したうえで、応募者は提案審査書類を作成するものとする。

- 提案審査書類の作成に当たっては、複数のシナリオを想定することを妨げるものではないが、各提案項目において目標値や具体的な施策を提案するに当たっては、提案審査書類全体を通じて採用する一のシナリオを特定・明示したうえで、当該採用したシナリオに基づいて記載するものとする。
- S P Cの親会社等（コンソーシアム構成員を含む）が行う事業等、S P C自ら又はS P Cが鳥取空港ビル株式会社をして行う事業以外の事業は、評価対象外とする。
- 応募者は、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いとなる提案を行わないよう留意するものとする。
- S P Cの決算期間及び決算日は運営権者において自由に設定できるが、提案においては、決算期間につき1年間、決算日につき3月31日として提案するものとする。
- 各提案項目における「5年後」とは、令和14年3月31日時点をいう。また、「事業期間終了時」とは、事業開始日の20年後の応当日の前日時点をいう。
- 各提案項目における「5年間」とは、事業開始日を始期とし、令和14年3月31日を終期とする期間とする。また、「事業期間終了まで」とは、事業開始日を始期とし、事業開始日の20年後の応当日の前日を終期とする期間をいう。
- 各提案項目において記載する施策については、事業期間中においてその実施の要否につき客観的かつ一義的に判断できるようにするという目的から、その実施を保証するか否かにつき明確な表現をもって記載するものとする（例えば、文脈上別異に解すべき場合を除き、「実施する」「行う」等の表現については実施を保証する表現と判断し、「目指す」「検討する」等の表現については実施を保証する表現とは判断しない。）。また、一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定するものである場合は、その旨を明記するものとする。なお、特段の条件なく実施する施策は、一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定する施策及び実施を保証しない施策よりも高く評価されることに留意するものとする。
- 県内事業者とは、会社法に基づく本店又は支店を鳥取県内に有する者をいう。
- 提案審査書類では、企業名は、正本のみに記載し、それ以外では、応募者の名称及び名称を類推できる記載は行わないものとする。応募者以外の協力企業等の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）も同様とする。また、審査会に対しては、提案審査書類に係る応募者の名称は通知しない。

表 1 第一次審査における提案審査書類様式の内容

提案項目	様式番号	頁数制限	配点
A) 全体事業方針 (20 点)			
A 1 将来イメージ・基本コンセプト	9-A 1	2	20
B) 持続可能な空港運営 (60 点)			
B 1 航空ネットワークに関する基本方針	9-B 1	1	20
B 2 空港機能維持に関する基本方針	9-B 2	1	20
B 3 安全・保安の確保に関する基本方針	9-B 3	1	20
C) 地域貢献 (40 点)			
C 1 にぎわいの創出に関する基本方針	9-C 1	1	20
C 2 地域経済に対する基本方針	9-C 2	1	20
D) 事業実施体制 (20 点)			
D 1 事業実施体制に関する基本方針	9-D 1	2	20
合計		9	140

表2 第二次審査における提案審査書類様式の内容

提案項目	様式番号	頁数制限	配点
A) 全体事業方針 (20 点)			
A 1 将来イメージ・基本コンセプト	15-A 1	3	20
B) 持続可能な空港運営 (70 点)			
B 1 航空ネットワークに関する提案	15-B 1	4	20
B 2 空港機能維持に関する提案	15-B 2	3	20
B 3 安全・保安の確保に関する提案	15-B 3	3	20
B 4 施設の利用に係る料金に関する提案	15-B 4	1	10
C) 地域貢献 (40 点)			
C 1 にぎわいの創出に関する提案	15-C 1	2	20
C 2 地域経済に対する提案	15-C 2	2	20
D) 事業実施体制 (30 点)			
D 1 事業実施体制に関する提案	15-D 1	5	20
D 2 セルフモニタリングに関する提案	15-D 2	2	10
E) 財務・事業計画 (30 点)			
E 1 事業計画及び財務健全性維持に関する提案	15-E 1	8 (A 3 含む)	20
E 2 特別支援の対象とする更新投資に関する提案	15-E 1	2 (A 3 含む)	10
F) 公共負担額・運営権対価 (10 点)			
F 1 運営に関する公共負担額の提案	15-F 1	1	10
合計		36	200

別紙 第一次審査及び第二次審査における提案項目

●第一次審査

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
A) 全体事業方針		
A 1 将来イメージ・基本コンセプト		
①鳥取空港の事業環境等の分析と同分析に基づく現状認識	・事業環境分析の結果を踏まえ、鳥取空港の現状、優位性、課題等を的確に認識しているか。	・鳥取空港の周辺地域及び後背地の特性及び魅力、他の交通機関との連携等、鳥取空港の内外を取り巻く多様な事業環境について分析した結果を記載すること。 ・上記分析の結果から、鳥取空港の現状・優位性・課題等について記載すること。
②鳥取空港の将来イメージ及び本事業に対する事業方針	・鳥取空港を運営するに当たっての全体的な事業方針が明確に示されているか。 ・事業方針の内容が各提案項目と整合するものとなっているか。	・①を踏まえ、応募者が事業期間全体を通じて目指す、鳥取空港の将来イメージ及び当該イメージの実現に向けた事業方針を記載すること。 ・事業方針は、各提案項目を結び付け、これらを一貫したストーリーを構成した内容とすること。
B) 持続可能な空港運営		
B 1 航空ネットワークに関する基本方針		
①航空ネットワークの充実に対する基本方針	・航空ネットワークの充実を図るための基本方針が明確に示されているか。	・航空ネットワークの充実に向けた全体の基本方針を記載するとともに、国内・国際両路線、プライベートジェット及びビジネスジェットそれぞれについての取組み方針を記載すること。
②航空機の利用促進や空港利用者の利便性向上に対する基本方針	・航空機の利用促進や空港利用者の利便性向上に係る基本方針が明確に示されているか。	・航空機の利用促進や空港利用者の利便性向上について、主に航空機の利用者を対象とした基本方針を記載すること。 ・主に航空機の利用者の空港アクセスの改善・充実に関する方針を記載すること。ただし、主に一般来場者を対象とした、にぎわいの創出に資する二次交通の改善・充実に関する提案をする場合は、【C 1】に記載すること。
B 2 空港機能維持に関する基本方針		
滑走路等の維持管理（除雪業務含む）、脱炭素化（グリーンエネルギー利用促進）等に関する基本方針	・安全・安心、かつ持続可能な空港運営を実現するための維持管理の基本方針が明確に示されているか。 ・鳥取空港の地域特性（気候や沿岸に位置する空港であること等）を踏まえた基本方針となっているか。 ・施設の長寿命化や維持管理・更新投資の効率化について考慮されているか。 ・脱炭素化等、効果的な環境負荷低減について考慮されているか。	・民間の創意工夫の活用、施設の長寿命化、維持管理・更新投資（更新及び修繕）の効率化等を考慮した、滑走路等の維持管理（除雪業務含む）の基本方針を記載すること。 ・鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画の内容を踏まえた基本方針を記載すること。 ・ターミナルビルの新築や改築に関する提案を妨げるものではないが、評価の対象とはしない。

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
B 3 安全・保安の確保に関する基本方針		
①安全・保安に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間にわたって空港の安全・保安を維持・向上するための基本方針が明確に示されているか。 ・安全・保安の維持・向上、トラブル防止に向けた体制・仕組みの構築、空港関係事業者や県内関係団体との連携・協調等についても考慮された方針となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者が、要求水準等で求める安全・保安の基準をどのように遵守し、また空港の安全・保安をどのように向上させるのか基本方針を記載すること。 ・平時におけるトラブル発生に備えた訓練等については、本提案項目にて記載すること。
②トラブル発生時（事件、事故、災害、疫病等）における基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル発生時に国や県内関係団体等と連携し、被害の最小化に努めることや、可及的速やかにトラブルを解決・収束することが期待できる基本方針となっているか。 ・運営権者自らが責任をもってトラブル対応に取り組む方針となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル発生時における運営権者の対応（国や県内関係団体等との連携を含む）についての基本方針を記載すること。
C) 地域貢献		
C 1 にぎわいの創出に関する基本方針		
空港や空港周辺のにぎわいの創出に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「空の駅」化や「ツインポート」等、これまで実施された施策について十分な理解がなされており、【A 1】で示した鳥取空港の現状・優位性・課題等を踏まえ、にぎわいの創出が期待できる基本方針となっているか。 ・「空の駅」化や「ツインポート」の更なる推進が期待できる内容となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県や鳥取空港ビル株式会社がこれまでに実施した、にぎわいの創出施策について、現状認識を整理し、その内容を記載すること。 ・現状認識を踏まえ、空港や空港周辺におけるにぎわいの創出に向けた基本方針を記載すること。 ・一般来場者の利用促進や利便性向上に関する基本方針を記載すること。 ・県内関係団体等との連携について記載すること。 ・主に一般来場者を対象とした、にぎわいの創出に資する二次交通の改善・充実に関する提案をする場合は、本提案項目にて記載すること。
C 2 地域経済に対する基本方針		
①県内事業者の本事業への参画や地域人材の雇用に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・委託等を含めた本事業における県内事業者の役割や地域人材の雇用について基本方針が明確に示されており、地域経済の発展に寄与する内容となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における県内事業者の参画や地域人材の雇用に関する基本方針を記載すること。 ・県内事業者とは、会社法に基づく本店又は支店を鳥取県内に有する者をいう。
②県内事業者や地域人材への技術やノウハウの継承に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・委託等を通じて、県内事業者や地域人材への技術やノウハウが継承されるための基本方針が明確に示されており、県内産業の育成や県内経済の発展等に寄与する内容となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者や地域人材に対する技術やノウハウの継承に関する基本方針を記載すること。

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
D) 事業実施体制		
D1 事業実施体制に関する基本方針		
①SPCの出資構成等	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCは、本事業を適切に運営するうえで必要な能力を有する出資者で構成されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時において、運営権者となるSPCの出資者（単体企業、コンソーシアム構成員、無議決権株主）が保有することになる議決権付株式及び無議決権株式の保有比率を記載すること。 ・本事業を遂行するうえで有益と考える単体企業又は主要コンソーシアム構成員の概要・ノウハウ・業務実績を記載すること。
②業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各コンソーシアム構成員の果たす役割が明確となっているか。 ・単体企業又はコンソーシアム構成員の有するノウハウを活かして本事業を実施することができる体制を構築できる方針となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単体企業又は各主要コンソーシアム構成員が本事業でどのような役割を担うかについての基本方針を記載すること。 ・協力企業との協業体制に関する基本方針を記載すること。なお、本事業における県内事業者の役割については【C2】にも併せて記載すること。
③鳥取空港ビル株式会社の従業員の待遇を含む、運営権者及び運営権者子会社等の人事・雇用に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の鳥取空港ビル株式会社の従業員について、現在の雇用条件を下回ることなく、かつ、人事評価に基づく合理的な判断のもと、雇用を維持する基本方針が明確に示されているか。 ・鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員の労働意欲を増進や離職防止、魅力のある職場となるような基本方針が明確に示されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の鳥取空港ビル株式会社の従業員にとって不利な雇用条件とならないこと、空港の活性化及び空港の適切な運営のために必要な人材を確保すること、鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員に対して魅力的な労働環境を提供すること等の実現に向けた、運営権者及び運営権者子会社等の人事・雇用に関する基本方針を記載すること。
④鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員に対する人材育成・技能継承に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取空港の持続的な発展に寄与するような基本方針が明確に示されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員の育成及び技能継承に係る基本方針を記載すること。

●第二次審査

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
A) 全体事業方針		
A 1 将来イメージ・基本コンセプト		
①鳥取空港の詳細な事業環境等の分析と同分析に基づく現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な事業環境の分析がなされており、鳥取空港の現状、優位性、課題等を的確に認識しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取空港における現状の収支構造、空港周辺地域及び後背地の特性及び魅力、他の交通機関との連携等、鳥取空港の内外を取り巻く多様な事業環境について詳細に分析した結果を記載すること。 ・上記分析の結果から、鳥取空港の現状・優位性・課題等について具体的に記載すること。
②鳥取空港の将来イメージ及び本事業に対する具体的な事業方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取空港を運営するに当たっての全体的かつ具体的な方針が示されているか。 ・事業方針の内容が各提案項目と整合するものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①を踏まえ、応募者が事業期間全体を通じて目指す、鳥取空港の将来イメージ及び当該イメージの実現に向けた具体的な事業方針を記載すること。 ・事業方針は、各提案項目を結び付け、これらを一貫したストーリーを構成した内容とすること。
B) 持続可能な空港運営		
B 1 航空ネットワークに関する提案		
①目標値（旅客数、一般来場者数、貨物取扱量等）及び利便性向上に関する目標設定	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客数、一般来場者数、貨物取扱量等の具体的な目標値が示されているか。 ・空港利用者のニーズや満足度等を的確に把握できる方法が具体的に提案されているか。 ・目標値及び目標についてその設定根拠が明確であり、かつ現実的な内容となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客数（国内／国際）、一般来場者数、貨物取扱量等について、それぞれ「5年目」「事業期間終了年度」の目標値を具体的に記載すること。 ・利便性向上に関する「5年目」「事業期間終了年度」の目標を記載すること。 ・利便性向上の達成度を測る指標と測定方法についてあわせて記載すること。 ・当該目標値及び目標は実施契約上の義務を構成するものではなく、当該目標値及び目標を実現できなかった場合であっても、実施契約違反とはしない。
②航空ネットワークの充実に対する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・航空ネットワークの充実を図るための具体的な施策や取組方針が明確に示されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空ネットワークの充実に向けて、国内・国際両路線、プライベートジェット及びビジネスジェットそれぞれについて施策や取組方針を記載すること。 ・「5年間の具体的な施策」には、具体的な航空ネットワーク充実のための施策を記載すること。 ・「事業期間終了までの基本施策」には、事業期間中における航空ネットワークの充実に関する取組方針を記載すること。
③航空機の利用促進や空港利用者の利便性向上に対する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機の利用促進や空港利用者の利便性向上に係る施策が具体的かつ効果的なものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機の利用促進や空港利用者の利便性向上について、主に航空機の利用者を対象とした具体的な方針や施策を記載すること。 ・運営権者が実施する施策や他の事業者との連携によって実施する具体的な施策を記載すること。 ・主に航空機の利用者の空港アクセスの改善・充実に関する施策を記載すること。ただし、主に一般来場者を対象とした、にぎわいの創出に資する二次交通の改善・充実に関する提案をする場合は、【C 1】に記載すること。

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
B 2 空港機能維持に関する提案		
滑走路等の維持管理（除雪業務含む）、脱炭素化（グリーンエネルギー利用促進）等に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心、かつ持続可能な空港運営を実現するための空港機能維持に関する具体的な施策が具体的に記載されているか。 鳥取空港の地域特性（気候や沿岸に位置する空港であること等）を踏まえた提案となっているか。 施設の長寿命化や維持管理・更新投資の効率化に関する考え方及び根拠が明確に示されており、効果的な施策となっているか。 脱炭素化等、効果的な環境負荷低減が実現できる施策となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路等の維持管理については、民間の創意工夫によって既存の運営権設定対象施設の長寿命化及び維持管理・更新投資（更新及び修繕）の効率化を図るための方針や具体的な施策（DXの活用等）を記載すること。 除雪業務については、効率化（人員のマルチタスク化、新技術の導入等）を図るとともに、安全性の確保や安定的な運航を実現するための具体的な施策を記載すること。 鳥取砂丘コナン空港脱炭素化推進計画の内容を踏まえたうえで、空港全体の二酸化炭素排出量削減等に向けて運営権者が担う役割や運営権者が取り組む具体的な施策（DXの活用等）を記載すること。 ターミナルビルの新築や改築に関する提案を妨げるものではないが、評価の対象とはしない。
B 3 安全・保安の確保に関する提案		
①安全・保安に関する基本施策	<ul style="list-style-type: none"> 長期間にわたって空港の安全・保安を維持・向上することが可能な提案となっているか。 県の要求水準を超える安全・保安対策が講じられる施策となっているか。 安全・保安に関連する業務について、従業員への適切な教育・訓練の実施や適切な外部委託先の選定等を通じた信頼性の高い実施体制が示されているか。 提案内容がトラブルの発生を未然に防ぐ蓋然性の高いものとなっているか。 空港関係事業者や県内関係団体との連携・協調方法についても考慮した提案がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者が、要求水準等で求める安全・保安の基準をどのように遵守し、また空港の安全・保安をどのように向上させるのか基本的な考え方を記載すること。 安全・保安を維持・向上するための警備業務・工事等に関する人員確保や委託、担当従業員に対する教育・訓練の実施等、具体的な施策等を記載すること。
②トラブル発生時（事件、事故、災害、疫病等）における対応策	<ul style="list-style-type: none"> トラブル発生時に国や県内関係団体等と連携し、被害の最小化に努めることや、可及的速やかにトラブルを解決・収束することが期待できる施策となっているか。 運営権者自らが責任をもってトラブル対応に取り組む提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内関係団体等との連携方針について記載すること。 トラブル発生によって鳥取空港の全部又は一部を使用できない場合における代替機能の確保等に関する考え方を記載すること。考え方については、前提条件（トラブルの状況、県の支援等）を記載したうえで、提案を記載すること。

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
B 4 施設の利用に係る料金に関する提案		
①着陸料や停留料、旅客取扱施設利用料の基本方針と設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・料金設定の基本方針と設定の考え方(料金算定の基準となる指標を含む。)、料金徴収の方法が具体的に提案されているか。 ・着陸料や停留料、旅客取扱施設利用料、その他運営権者又は運営権者子会社等が徴収する料金(P B B使用料金、B H S使用料金、カウンター等貸付料等)の基本方針が合理的なものとなっているか。 ・空港利用者の負担に直結するため、空港利用者の負担への配慮も含めて総合的に評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金設定に関する基本方針や、設定方法(料金算定の基準となる指標を含む。)、料金の徴収方法等を含む具体的な料金施策を記載すること。 ・料金の減免施策を提案する場合は、運営権者自らの費用負担によって実施する施策を記載すること。ただし、前述の施策の他に、県の支援を前提として実施する施策がある場合には、県に求める支援の内容及び支援を求める理由を記載すること。 ・現時点において鳥取空港ビル株式会社によって徴収されていない料金であり、今後徴収する想定のある料金がある場合には、その料金についても基本方針等を記載すること。
②着陸料や停留料、旅客取扱施設利用料の設定額	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性の高い提案となっているか。 ・料金は空港利用者負担に配慮したものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着陸料、停留料、旅客取扱施設利用料、その他運営権者又は運営権者子会社等が徴収する料金(P B B使用料金、B H S使用料金、カウンター等貸付料等)について設定額を記載すること。
C) 地域貢献		
C 1 にぎわいの創出に関する提案		
①空港や空港周辺のにぎわいの創出に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「空の駅」化や「ツインポート」等、これまで実施された施策について十分な理解がなされており、【A 1】で示した鳥取空港の現状・優位性・課題等を踏まえ、にぎわいの創出が期待できる基本方針となっているか。 ・「空の駅」化や「ツインポート」の更なる推進が期待できる内容となっているか。 ・【B 1】で設定した一般来場者数の目標値の達成に結び付く方針となっているか。 ・地域経済の発展への寄与が期待できる方針となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県や鳥取空港ビル株式会社がこれまでに実施した、にぎわいの創出施策について、現状認識を整理し、その内容を記載すること。 ・現状認識を踏まえ、空港や空港周辺におけるにぎわいの創出に向けた基本方針を記載すること。 ・一般来場者の利用促進や利便性向上に関する基本方針を記載すること。 ・県内関係団体等との連携方針について記載すること。 ・【B 1】に示す目標値を達成するための空港や空港周辺のにぎわいの創出に関して「事業期間終了までの基本方針」を記載すること。 ・「空の駅」化や「ツインポート」の更なる推進について方針を記載すること。 ・主に一般来場者を対象とした、にぎわいの創出に資する二次交通の改善・充実に関する提案をする場合は、本提案項目にて基本方針を記載すること。
②空港や空港周辺のにぎわいの創出に関する具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・【①空港や空港周辺のにぎわいの創出に関する基本方針】の中で整理した課題に対する施策が民間の創意工夫を活かしたものとなっており具体的に提案されているか。 ・【B 1】で設定した一般来場者数の目標値を達成に結び付く施策となっているか。 ・「空の駅」化や「ツインポート」が推進され、地域経済の発展に寄与することが期待できる施策となっているか。 ・【A 1】で実施した分析や整理された課題を踏ま 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に県外等から鳥取県を訪問するインバウンド(国籍は問わない)を対象とした具体的な施策を記載すること。 ・【B 1】に示す目標値を達成するための空港や空港周辺のにぎわいの創出に関する施策について「5年間の具体的施策」及び「事業期間終了までの基本施策」に分けて記載すること。 ・「空の駅」化や「ツインポート」の推進施策や運営権者独自の新たな施策について記載すること。 ・S P Cの親会社等(コンソーシアム構成員を含む)が行う事業等、S P C自ら又はS P Cが鳥取空港ビル株式会社をして行う事業以外の事業は、評価対象外とする。 ・駐車場の有料化を検討する場合は、有料化の基本方針と駐車料金の考え方及びその

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
	<ul style="list-style-type: none"> え、運営権者独自の施策が提案されているか。 ・県内関係団体等と連携して取り組む施策については、より高く評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設定額を記載すること。 ・地域活性化に資する二次交通の改善・充実に関する提案をする場合は、本提案項目にて具体的な施策を記載すること。 ・施策の実現可能性を担保する仕組み等について、簡潔に記載すること。
③国内線ビル施設等や国際会館内のテナント料の考え方及びその設定額	<ul style="list-style-type: none"> ・国内線ビル施設等や国際会館内のテナント料について料金設定の考え方や方法（料金算定の基準となる指標を含む。）が具体的かつ合理的であるか。 ・空港利用者の負担に直結するものについては、空港利用者の負担への配慮も含めて総合的に評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内線ビル施設等や国際会館内のテナント料について料金設定の考え方や方法（料金算定の基準となる指標を含む。）を記載すること。 ・利用者視点では、国内線ビル施設等と国際会館の間に違いがないことから国内線ビル施設等についても料金設定の提案を求めている。ただし、両施設とも同じ料金設定とすることを求めているものではない。 ・現時点において鳥取空港ビル株式会社によって徴収されていない料金であり、今後徴収する想定のある料金がある場合には、その料金についても基本方針等を記載すること。
C 2 地域経済に対する提案		
①県内事業者の本事業への参画や地域人材の雇用に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・企業数や雇用する地域人材の人数の羅列にとどまらない、委託等を含めた本事業における県内事業者の役割や地域人材の雇用について明記されているか。 ・各提案項目に記載の施策の効果を高めるため、参画する県内事業者の強みや特徴について明記されているか。 ・地域経済の発展に貢献すると見込まれ、実現可能性の高い提案をより高く評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者との連携に関する基本方針並びに連携方法、役割分担、連携して実施する取組等の具体的な施策を記載すること。 ・地域人材の雇用の方針について記載すること。 ・県内事業者とは、会社法に基づく本店又は支店を鳥取県内に有する者をいう。
②県内事業者や地域人材への技術やノウハウの継承に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・委託等を通じて、県内事業者や地域人材への技術やノウハウが継承されるための具体的かつ効果的な施策が明記されているか。 ・県内産業の育成や県内経済の発展等が期待できる内容となっているか。 ・持続的な空港運営体制の構築が期待され、実現可能性の高い提案をより高く評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託等を通じて、県内事業者や地域人材に対する技術やノウハウの継承について、その内容や方法を記載すること。 ・継承する技術やノウハウについて具体的に記載すること。

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
D) 事業実施体制		
D1 事業実施体制に関する提案		
①SPCの出資構成等	<ul style="list-style-type: none"> ・SPCは、本事業を適切に運営するうえで必要な能力を有する出資者で構成されているか。 ・単体企業又はコンソーシアム構成員によってSPCのガバナンスを効かせられる出資形態となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時において、運営権者となるSPCの出資者（単体企業、コンソーシアム構成員、無議決権株主）が保有することになる議決権付株式及び無議決権株式の保有比率及び出資者ごとの出資予定額を記載すること。 ・単体企業又はコンソーシアム構成員が自ら支配する会社等を通じてSPC株式を間接保有する場合、当該会社等と間接保有を行う単体企業又はコンソーシアム構成員との関係を記載すること。 ・本事業を遂行するうえで有益と考える単体企業又はコンソーシアム構成員の有するノウハウ・業務実績を記載すること。
②業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各コンソーシアム構成員の果たす役割が明確となっているか。 ・単体企業又はコンソーシアム構成員の有するノウハウを活かして本事業を実施することができる体制となっているか。 ・運営権者の出資者間や、運営権者の出資者と運営権者、運営権者の出資者と空港運営の関係事業者などの関係者間で利益が相反する場合の対応が明確となっているか。 ・意思決定プロセスが明確に示されており、ガバナンスの確保と意思決定の迅速化に配慮しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者がコンソーシアムの場合、各コンソーシアム構成員の役割を記載すること。 ・事業開始時における運営権者の機関設計、運営権者及び運営権者子会社等の組織体制、役員構成の方針、業務分掌等について記載すること。 ・協力企業との協業体制についても記載すること。なお、本事業における県内事業者の役割については【C2】にも併せて記載すること。
③鳥取空港ビル株式会社の従業員の待遇を含む、運営権者及び運営権者子会社等の人事・雇用に関する基本方針及び具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の鳥取空港ビル株式会社の従業員について、現在の雇用条件を下回ることなく、かつ、人事評価に基づく合理的な判断のもと、雇用を維持する提案がなされているか。 ・地域活性化に貢献するような施策の提案がなされているか。 ・鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員の労働意欲を増進するような施策や離職防止に繋がる施策、魅力のある職場となるような施策の提案がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の鳥取空港ビル株式会社の従業員にとって不利な雇用条件とならないこと、空港の活性化及び空港の適切な運営のために必要な人材を確保すること、鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員に対して魅力的な労働環境を提供すること等の実現に向けた、運営権者及び運営権者子会社等の人事・雇用に関する基本方針及び具体的な施策を記載すること。

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
④鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員に対する人材育成・技能継承に関する基本方針及び具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取空港の持続的な発展に寄与するような施策の提案がなされているか。 鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員の技術力の向上や資格の取得等、従業員の能力向上及びその活用に関する提案がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員の育成及び技能継承に係る基本方針及び具体的な施策を記載すること。 鳥取空港ビル株式会社を含む、運営権者及び運営権者子会社等の従業員が取得した技術等の活用について基本方針及び具体的な施策に記載すること。
D2 セルフモニタリングに関する提案		
①安全・保安に関するセルフモニタリングの基本方針及び具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> 安全・保安を脅かす業務上の不備等を未然に防ぐ又は適時に発見し改善を促す等のセルフチェック機能を働かせるうえで有効なセルフモニタリング体制、セルフモニタリング方法等が提案されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者自ら又は運営権者が外部の第三者に委託して行う安全・保安に関するセルフモニタリングの基本方針並びに実施体制、実施方法等の具体的な施策を記載すること。 実施体制については、セルフモニタリング実施者の所属（所属部署（運営権者以外の第三者所属を含む）、専門分野、資格要件、業務経験等）及び役割分担についても記載すること。
②セルフモニタリング（安全・保安に関するセルフモニタリングを除く）の基本方針及び具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準の充足及び提案事項の履行を客観的かつ的確に確認するとともに、不備が検出された場合には改善を促すことを可能とするような実効性の高いセルフモニタリングの実施体制、実施方法が提案されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者自ら又は運営権者が外部の第三者に委託して行う安全・保安に関するセルフモニタリング以外の一切のセルフモニタリングに関する基本方針並びに実施体制、実施方法等の具体的な施策を記載すること。 実施体制については、セルフモニタリング実施者の属性（所属部署（運営権者以外の第三者所属を含む。）や専門分野、業務経験等）及び役割分担についても記載すること。 安全・保安に関するものと共通で行うセルフモニタリングについては、本提案項目に記載すること。
E) 財務・事業計画		
E1 事業計画及び財務健全性維持に関する提案		
①事業計画等	<ul style="list-style-type: none"> 現実的かつ合理的な計画となっているか。 各提案項目と整合する計画となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者の事業計画（旅客者数・貨物取扱量・連結損益計算書・連結キャッシュフロー計算書・連結貸借対照表）、事業計画における主要な事項に関する前提条件、他の提案項目との対応関係、人員に関する情報、投資額に関する情報等を記載すること。 事業計画は実施契約上の義務を構成するものではなく、運営権者が事業計画を実現することができなかった場合であっても、実施契約違反とはしないが、募集要項Ⅰ-2.-(11)に示す全体計画や中期計画、単年度計画の基になる計画であることに留意すること。 事業計画とは別に、着陸料等（着陸料、停留料、保安料）による実績収益が運営権者の作成した単年度計画における計画収益の110%を超えた場合において、当該超過額のうち県に還元する割合（アップサイドシェア比率）を記載すること。 本提案項目及びその他の提案項目を提案するうえでは、鳥取空港ビル株式会社の株式の取得額を5億7,450万円（鳥取空港ビル株式会社株式譲渡予約契約締結日から株式譲渡日までの間における各株主への配当金額の累計額はゼロ）と仮定すること。

提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
②資金調達に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画と整合する資金調達計画となっているか。 ・現実的かつ合理的な資金調達の方法が示されているか。 ・県からの財政支援に過度に依存することなく、民間の資金も効果的に活用することによって、県の財政負担軽減に配慮した計画となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの財政支援以外の方法での資金調達に関する計画（調達方法、調達時期、調達予定額等）を記載すること。 ・計画する資金調達のうち、鳥取空港ビル株式会社の株式取得（運営権対価を提案する場合には、運営権対価も含む）のための資金調達については、その調達方法の確実性を裏付ける根拠資料（資金提供者から受領した関心表明書等）を提出すること。
③リスク管理に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者の財務状況に過度な影響を与える可能性のあるリスク事象についての確かつ具体的に分析されているか。 ・リスク管理施策について、具体的かつ効果的な提案となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営権者の財務状況に過度な影響を与える可能性のあるリスク事象を記載したうえで、当該リスク事象が発生した場合であっても運営権者の財務状況が著しく悪化しないようにするためのリスク管理施策（保険の付保を含むが、これに限られない。）を具体的に記載すること。 ・県が加入を義務付ける保険については、免責金額、当該免責金額に相当する部分に係る施策及び免責事項の発生時の施策等、詳細を記載すること。また、保険に代わる措置を提案する場合も、本提案項目に記載すること。
④財務の健全性維持に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ・事前のリスク管理施策では対応しきれないリスク事象とその影響についての確かつ具体的に分析されているか。 ・財務状況が著しく悪化した場合であっても、各提案項目で示した施策を実施することができるよう財務健全性を維持するための具体的かつ効果的なバックアップ施策が提案されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【③リスク管理に関する施策】に記載したリスク事象のうち、当該リスク事象が発生した場合、【③リスク管理に関する施策】に記載した事前のリスク管理施策では対応しきれないものについて、その発生が運営権者の財務状況に及ぼす影響を具体的に記載したうえで、その影響下においても各提案項目で示した施策を実施することができるようにするための、運営権者が自ら実施する財務健全性を維持するバックアップ施策を記載すること。
E 2 特別支援の対象とする更新投資に関する提案		
特別支援の対象となる投資施策の具体的な内容及び費用、投資時期	<ul style="list-style-type: none"> ・各提案項目に記載の施策と整合した計画となっているか。 ・運営権設定対象施設の現況等を踏まえた現実的かつ合理的な計画となっているか。 ・県からの特別支援に過度に依存することなく、民間の資金も効果的に活用することによって、県の財政負担軽減に配慮した計画となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援の対象となる施設ごとに、更新投資の具体的な内容、投資金額、投資時期を記載すること。 ・国庫補助等事業及び予定価格 7,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ（運営権設定対象施設又は無償貸付資産が対象）に分けて記載すること。 ・特別支援の対象となる投資について、総額を記載するとともに、運営権者が自ら負担する金額と県に負担を求める金額に分けて記載すること。 ・本提案項目における「滑走路等に対する更新投資」とは、滑走路等（空港法第 6 条第 1 項に定める滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設をいう。）に対する更新投資を国庫補助等事業とみなし、滑走路等に対する更新投資及び予定価格 7,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ（運営権設定対象施設又は無償貸付資産が対象）を指すものとする。 ・応募者は、県が負担する特別支援の対象となる更新投資のうち、運営権者が負担する金額を提案することができる。なお、運営権者が負担する金額の多寡のみで評価されるものではない。

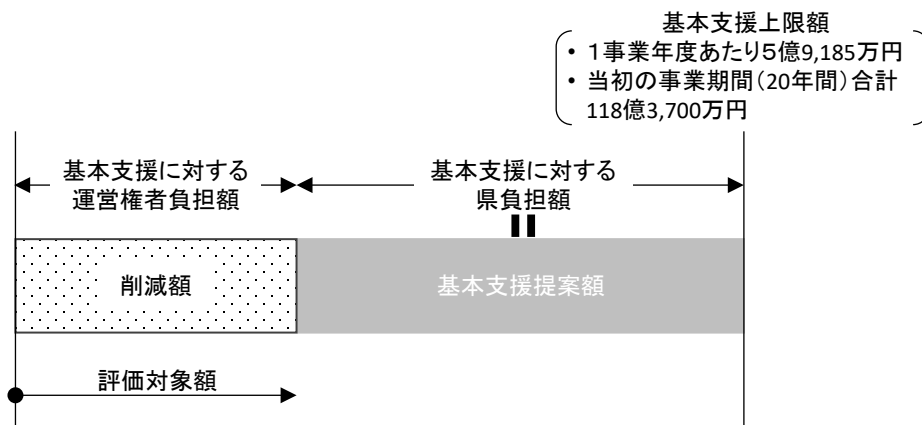
提案項目	審査のポイント	記載上の留意点
F) 公共負担額・運営権対価		
F 1 運営に関する公共負担額の提案		
運営交付金における基本支援分の提案額	<ul style="list-style-type: none"> ・より低い基本支援額（又はより高い運営権対価）の提案がされているか。 ・次の計算式に基づき採点を行う。 配点×（応募者の評価対象額／各応募者の評価対象額の中の最高額） ※ 基本支援上限額から応募者が提案した基本支援提案額を除いた金額を評価対象額とする。なお、運営権対価の提案があった場合、当該提案金額を評価対象額に加算する。 ※ 算出した得点は、小数点以下第二位を四捨五入するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支援上限額（1事業年度あたり5億9,185万円、当初の事業期間（20年間）合計で118億3,700万円、いずれも消費税及び地方消費税を含まない金額）の範囲内で基本支援提案額を提案すること。 なお、別途提案する事業計画において必要と認めて計画した各事業年度の基本支援の額と整合しており、かつ、各事業年度の提案金額の事業期間合計額が、当初の事業期間合計の基本支援上限額以下である場合に限り、各事業年度において異なる額を提案することも可能とする。 また、その場合には、1事業年度あたりの額が5億9,185万円を上回ることも認めるものとする。 ・基本支援提案額を0円とする提案に限り、運営権対価を提案することもできる。

<「F 1 運営に関する公共負担額の提案」における評価対象額のイメージ>

基本支援提案額の提案では、①応募者の基本支援提案額が0円を上回る場合と、②応募者の基本支援提案額が0円であり、運営権対価の提案がある場合の二つのケースがある。それぞれのケースにおける評価対象額のイメージは次のとおり。

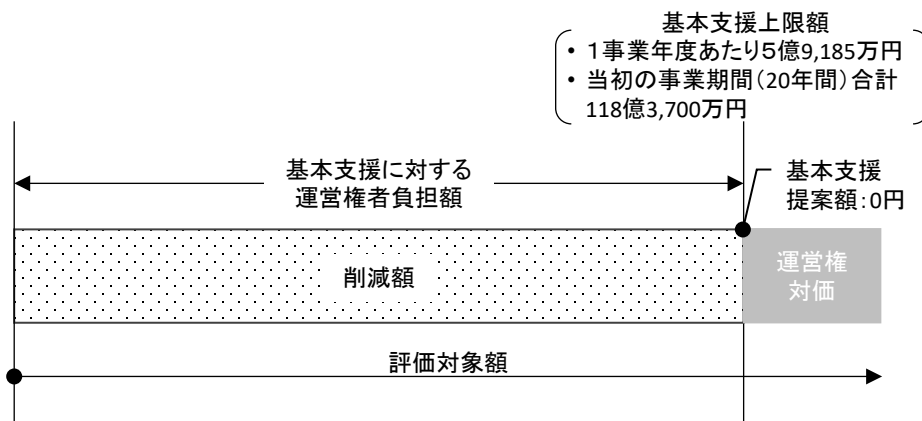
① 応募者の基本支援提案額が0円を上回る場合

$$\text{評価対象額} = \text{基本支援上限額} - \text{基本支援提案額}$$



② 応募者の基本支援提案額が0円であり、運営権対価の提案がある場合

$$\text{評価対象額} = \text{基本支援上限額} - \text{基本支援提案額} + \text{運営権対価}$$



【計算例①】

- ・基本支援上限額：100万円
- ・応募者Aの基本支援提案額：60万円
→評価対象額：40万円
- ・応募者Bの基本支援提案額：40万円
→評価対象額：60万円
- ・応募者Cの基本支援提案額：20万円
→評価対象額：80万円（最高）

- ・ 応募者 A の得点 = $10 \times (40/80) = 5.0$ 点
- ・ 応募者 B の得点 = $10 \times (60/80) = 7.5$ 点
- ・ 応募者 C の得点 = $10 \times (80/80) = 10.0$ 点

※小数点以下第二位を四捨五入

【計算例②】

- ・ 基本支援上限額 : 100 万円
- ・ 応募者 A の基本支援提案額 : 60 万円
→ 評価対象額 : 40 万円
- ・ 応募者 B の基本支援提案額 : 40 万円
→ 評価対象額 : 60 万円
- ・ 応募者 C の基本支援提案額 : 0 万円 (運営権対価: 20 万円)
→ 評価対象額 : 120 万円 (最高)

- ・ 応募者 A の得点 = $10 \times (40/120) = 3.3$ 点
- ・ 応募者 B の得点 = $10 \times (60/120) = 5.0$ 点
- ・ 応募者 C の得点 = $10 \times (120/120) = 10.0$ 点

※小数点以下第二位を四捨五入